

青森県報

号外第二十二号

平成二十四年
三月三十日
(金曜日)

目 次

教育委員会

- 青森県立学校学則等の一部を改正する規則…………… (教職員課) …… 一
- 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 (同) …… 一
- 青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 二
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令…………… (同) …… 二
- 青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令…………… (教職員課) …… 三
- 青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令…………… (職員福利課) …… 四

教 育 委 員 会

青森県立学校学則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県立学校学則等の一部を改正する規則

(青森県立学校学則の一部改正)

第一条 青森県立学校学則(昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号)の一部

を次のように改正する。

第二十四条の見出し中「受講料」の下に、「聴講料」を加え、同条中「受講料及び入学料」を「受講料、聴講料及び入学料」に、「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に改める。

(青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則の一部改正)

第二条 青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例第二条ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則(平成二十二年四月青森県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

青森県立高等学校授業料等徴収条例第二条第一項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則

第一条中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に、「第二条ただし書」を「第二条第一項ただし書」に改める。

第二条第一項中「第二条ただし書」を「第二条第一項ただし書」に改める。

(青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則の一部改正)

第三条 青森県立高等学校授業料、受講料及び入学料の免除に関する規則(昭和三十年三月青森県教育委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「青森県立高等学校授業料、受講料、入学料及び入学者選抜手数料徴収条例」を「青森県立高等学校授業料等徴収条例」に、「別表」を「別表第一」に改める。

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

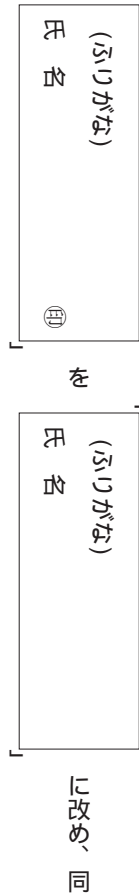
青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第五号

青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

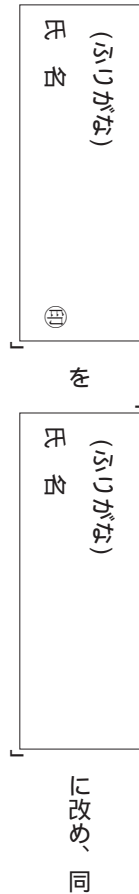
青森県教育職員免許状に関する規則（昭和四十三年八月青森県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第十号様式中



様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

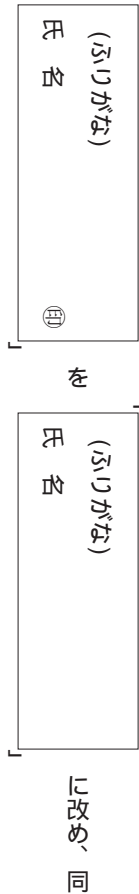
第十一号様式及び第十二号様式中



様式の注を次のように改める。

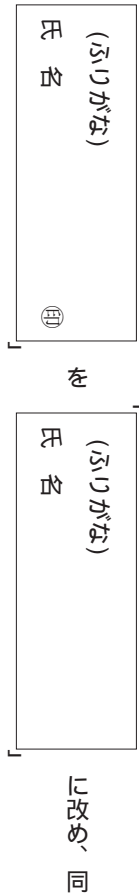
注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第十三号様式中



様式の注中1を削り、2を1とし、3を2とする。

第十四号様式、第十五号様式及び第十六号様式中



様式の注を次のように改める。

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の様式により調製した用紙で現に残っているものは、当分の間、これを使用することができる。

の間、これを使用することができる。

青森県教育委員会訓令甲第一号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長事務委任規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長事務委任規程（昭和四十八年九月青森県教育委員会訓令甲第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「（東青教育事務所長にあっては、青森県財務規則第二百七十一条第二項に規定する集中調達物品の購入（交換の方法による取得を含む。）に係るものを除く。）」を削る。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第二号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）

の一部を次のように改正する。

第二条第二項中、「スポーツ健康課全国高校総体推進室長」を削る。

別表第一職員福利課の項課長専決事項の欄第十一号中「生存者叙勲」を「春秋叙勲」に、同表教職員課の項課長専決事項の欄第四号中「の協議に対する同意」を「に関すること」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

各 県 立 学 校

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青 森 県 教 育 委 員 会

青森県立学校職員規程の一部を改正する訓令

青森県立学校職員規程（昭和三十二年十一月青森県教育委員会訓令甲第六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「又は」を「は、別記様式第二十号の二によるものとし、」に改める。

様式第二十号の次に次の様式を加える。

様式第20号の2（第17条関係）

（その1）一般用

復 命 書

年 月 日

青森県立 学校長 殿
学 校 職 氏 名

命により出張したところ、その概要は、下記のとおりでした。

記

1 出張期間

2 概要

注 1 概要には、出張期間の各日ごとに、利用した主な交通機関、用務先、宿泊地及び用務の概要等を記載すること。

2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

様式第20号の2(第17条関係)
(その2)簡易用

復 命 書

学 校 名

確 認 の 印			出張者の職氏名	出 張 期 間			用 務 先	用 (概 要 ・ 結 果) 務
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら
				年	月	日	か	ら

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4横長とする。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

所 出 庁
轄 先 内
教 育 機 一
機 関 般

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会教育長の職務を代行する教育次長の順序を定める規程(昭和五十五年五月青森県教育委員会訓令甲第十二号)の一部を次のように改正する。

本則中「近藤宏」を「中平雅夫」に、「白石司」を「中村充」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七十七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭